

平成25年4月1日制定  
平成26年4月1日改定  
令和元年8月1日改定  
令和3年3月8日改定

株式会社 建築住宅センター  
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、株式会社建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）法54条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）の料金について必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 技術的審査料金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。)

第6条の2第1項の確認を併せて行う場合は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 センターから適合証の交付を受けた低炭素建築物新築等を変更する場合に係る技術的審査料金の額は、別表第1に掲げる額に2分の1を乗じた額とする。

ただし、センター以外の者から適合証が交付された計画について、その計画の変更をしようとするものに係る技術的審査料金は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして別表第1に掲げる額とする。

(再発行)

第3条 適合証の紛失、汚損等により適合証を再発行するときの料金は、1通につき  
990円（消費税込）とする。

(補足)

第4条 この規程に定めのない事項については、必要に応じ、センターと申請者の協議により定める。

(附則)

この技術的審査料金規程は令和元年10月1日より施行する。

この技術的審査料金規程は令和3年4月1日より施行する。

別表第1 技術的審査料金

(消費税込)

項 目	技術的審査料金 (円)
新築 一戸建ての住宅 (木造に限る)	31,350

別表第2 技術的審査料金 (確認同時申請)

(消費税込)

項 目	技術的審査料金 (円)
新築 一戸建ての住宅 (木造に限る)	30,250